

請負代金代理受領に係る承認基準

福山市建設工事請負契約約款第39条「第三者による代理受領」に規定する第三者を代理人とすることができる承認基準を次のとおり定める。

次の各号のすべてに該当する場合に承認を与える。

- 1 委任者の福山市に対して納付すべき市税に関し滞納がないこと。
- 2 委任者の福山市に対して有する債権について、債権差押又は債権差押の通告のない場合又はそれらのおそれがないと認められる場合。
- 3 受領委任の原因となった貸借金額を超えない範囲の受領委任であること。
- 4 受任者が、銀行法等に基づく正規の金融機関であること。
- 5 委任者と受任者が直接債権債務関係に立ち、その決済方法として行う場合であること。

附 則

この基準は、2003年（平成15年）5月15日より適用する。

この基準は、2024年（令和6年）4月1日より適用する。